

安心・安全なまちづくりを目指して

# 木造住宅耐震診断・耐震改修工事を補助します

## 耐震診断補助事業

- 対** 次の要件を満たす住宅の所有者
  - ▼昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
  - ▼延べ床面積 250 m<sup>2</sup>以下かつ地階を除く階数が 2 以下のもの
- ※その他の要件は、問い合わせてください。
- 定** 19 件 (先着順)
- ¥** 診断の費用は無料
- 期** 9 月 7 日 (月) ~ 18 日 (金)



申請方法など、詳細は **問** 建設課建築係 (内線 279) に問い合わせてください。

## 耐震改修工事補助事業

- 対** 次の要件をすべて満たす住宅の所有者
  - ▼市税の滞納がないこと
  - ▼耐震診断補助事業の要件を満たす市内の住宅で、耐震診断を行った住宅の工事
  - ▼補助対象となる費用が 50 万円以上の工事
  - ▼工事前の構造評点 1.0 未満のものを 1.0 以上の数値にする工事または、工事前の構造評点 0.7 未満を 0.7 以上の数値にする工事
- ▼交付決定後に着手し、12 月 25 日 (金) までに完了する工事
- ※交付決定前に契約・着手した工事は、交付金を受けられません。
- 定** 3 件 (先着順)
- ¥** ▼50 万円以上 87 万円以下の工事：20 万円  
▼87 万円を超える工事：費用の 23% (上限 50 万円)
- 期** 11 月 27 日 (金) まで

## 【消費生活相談メモ】

### ネット通販、商品が届かない

**Q.** SNS の広告からサイクロン掃除機を注文したが、3 週間以上経っても商品が届かず、メールで問い合わせても返信がない。どうすればよいか。

代金がクレジットカード決済の場合、まずはカード会社に申し出ましょう。指定口座に振り込んだ場合、返金は極めて困難になりますが、振込先金融機関の振り込み詐欺対応窓口で「詐欺にあった」と連絡することで一部返金されるケースもあります。

最近、特に SNS 広告を介した同種の相談が増えています。これらのサイト自体は日本語で書かれていますが、不自然な文章だったり、日本で使われない漢字が使用されていることもあります。また、通信販売では、販売業者の所在地等の情報を記載するよう法律で定められていますが、記載が無い、あるいは架空の住所や海外となっている業者が多く見受けられます。

注文前に記載を確認することで、トラブルをある程度回避することができますので、必ず確認するようにしましょう。

**問** 消費生活相談窓口 (内線 386) **時** 毎週木曜日 10 時~15 時

※6 月から消費生活相談窓口が毎週木曜日のみの開設に変わりました。

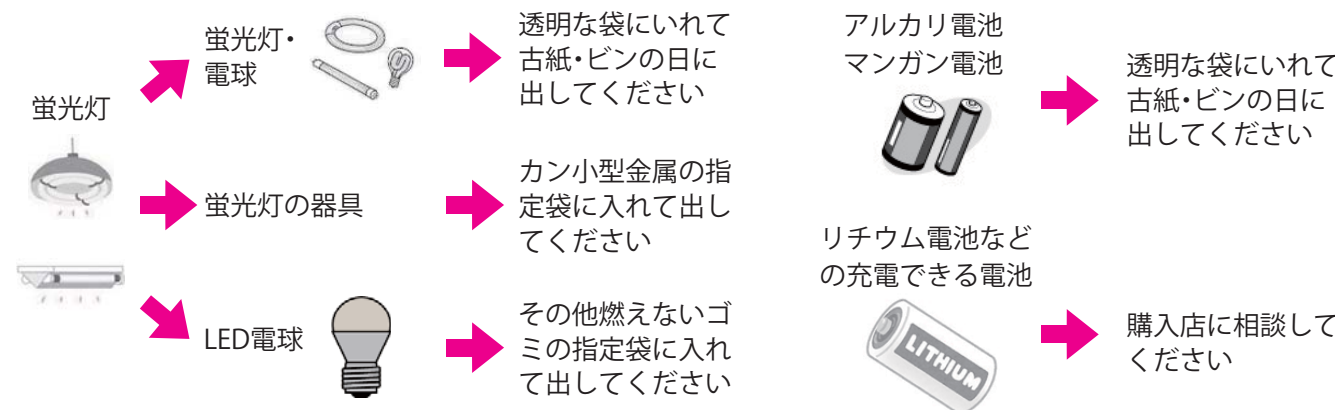


# エコリレーだより



**問** エコ・リレーセンターごじょう  
**☎** 24-4111

## 蛍光灯・電池を捨てる時は注意してください！



※蛍光灯と電池はそれぞれ別の袋にわけてください。  
※指定袋、古紙・ビン類は当日の7時までに集積場へ出してください。  
※袋に入っていないごみや粗大ごみ等の持込は、事前申請(当日可)が必要です。

## 早めの手続をお願いします

# 特定生産緑地制度

**問** まちづくり推進課 (内線 282、415)

6 月末に生産緑地所有者へ案内文書を送付しました。特定生産緑地への指定を希望する場合は、早めに申出書の提出をお願いします。

特定生産緑地に指定した場合としなかった場合の大きな違いは右のとおりです。手続の参考にし、不明な点などは問い合わせてください。

	手続をして特定生産緑地になった場合	手続をしないでそのままにした場合
固定資産税・都市計画税は？	現状のとおり (農地評価・農地課税)	増額 (宅地評価・宅地課税)
建築等の行為制限は？	あり ※農地としての管理が必須	なし ※2022年12月25日以降に手続が必要
どんな場合に選んだ方がいいのか？	当面農業を続ける場合	近年中に農地転用・売却を考えている場合

## 地域一体となった美しい景観づくり

# 9 月は屋外広告物適正化月間です

## 屋外広告物の許可手続

まちの中にはさまざまな屋外広告物があります。良好な景観を形成するため、掲出する場合は市長の許可が必要です。許可手数料や許可期間など、詳しくは問い合わせてください。

また、県内で屋外広告業を営むには知事登録が必要です。看板等を設置する時は、必ず登録事業者に依頼してください。

**問** まちづくり推進課 (内線 415)

## 大丈夫ですか？屋外広告物の管理

屋外広告物を掲出・管理している人は、許可の要・不要を問わず、広告物を良好な状態に保持する義務があります。安全点検を定期的に行い、不具合が発見された場合は、速やかに撤去・改修等の適切な措置をとってください。

※屋外広告物：屋外で常時または一定の期間継続して公衆に対して表示される広告塔・屋上広告物・建植広告物など。